

報道関係者 各位

令和4年7月 29 日

【照会先】

労働基準局監督課 過重労働特別対策室

室長 岡田 直樹

副主任中央労働基準監察監督官 前村 充

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5589、5630)

(直通電話) 03(3502)5308

長時間労働が疑われる事業場に対する 令和3年度の監督指導結果を公表します

厚生労働省では、このたび、令和3年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめましたので、監督指導事例と共に公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった32,025事業場のうち、10,986事業場(34.3%)で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、4,158事業場(違法な時間外労働があったもののうち37.8%)でした。

また、今年度より、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的に実施した監督指導結果も本公表で集計を行い、より分かりやすく公表することとしました。

厚生労働省では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

【令和3年4月から令和4年3月までの監督指導結果のポイント】

- (1) 監督指導の実施事業場 : 32,025 事業場
- (2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
- ① 違法な時間外労働があったもの : 10,986 事業場 (34.3%)
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
月80時間を超えるもの : 4,158 事業場 (37.8%)
うち、月100時間を超えるもの : 2,643 事業場 (24.1%)
うち、月150時間を超えるもの : 562 事業場 (5.1%)
うち、月200時間を超えるもの : 121 事業場 (1.1%)
 - ② 賃金不払残業があったもの : 2,652 事業場 (8.3%)
 - ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの : 6,020 事業場 (18.8%)
- (3) 主な健康障害防止に関する指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
- ① 過重労働による健康障害防止措置が
不十分なため改善を指導したもの : 13,015 事業場 (40.6%)
 - ② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの : 5,105 事業場 (15.9%)

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果 (令和3年4月から令和4年3月までに実施)

1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

監督指導実施状況

令和3年4月から令和4年3月までに、32,025事業場に対し監督指導を実施し、23,686事業場(74.0%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反は、違法な時間外労働があったものが10,986事業場、賃金不払残業があったものが2,652事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが6,020事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

		監督指導実施 事業場数	労働基準関係法令違 反があった事業場数	主な違反事項別事業場数		
				労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)
合計 (注1, 2)		32,025 (100%)	23,686 (74.0%)	10,986 (34.3%)	2,652 (8.3%)	6,020 (18.8%)
主 な 業 種	商業	8,464 (26.4%)	6,164	2,643	700	1,775
	製造業	5,797 (18.1%)	4,483	2,240	410	824
	保健衛生業	3,176 (9.9%)	2,533	1,085	243	612
	接客娯楽業	2,863 (8.9%)	2,217	981	282	668
	建設業	2,547 (8.0%)	1,815	921	274	481
	運輸交通業	1,973 (6.2%)	1,637	1,093	211	390
	その他の事業 (注6)	3,756 (11.7%)	2,445	1,084	277	625

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。〕、労働基準法第36条第6項違反(時間外労働の上限規制)等の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8の3違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
32,025	8,817 (27.5%)	13,639 (42.6%)	4,132 (12.9%)	2,438 (7.6%)	1,975 (6.2%)	1,024 (3.2%)

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
32,025	3,837 (12.0%)	8,331 (26.0%)	3,392 (10.6%)	3,161 (9.9%)	3,892 (12.2%)	9,412 (29.4%)

2 主な健康障害防止に関する指導状況(指導票を交付したもの)

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、13,015事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	面接指導等の実施(注2)	長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施(注3)	月45時間以内への削減(注4)	月80時間以内への削減	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等(注5)	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する調査審議の実施
13,015	2,084	2,134	6,779	6,169	521	497

(注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。

(注2) 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

(注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会が調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

(注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。

(注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、5,105事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(労働時間適正把握ガイドライン(参考資料2参照))に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	始業・終業時刻の確認・記録(ガイドライン4(1))	自己申告制による場合			管理者の職務(ガイドライン4(6))	労使協議組織の活用(ガイドライン4(7))
		自己申告制の説明(ガイドライン4(3)ア・イ)	実態調査の実施(ガイドライン4(3)ウ・エ)	適正な申告の阻害要因の排除(ガイドライン4(3)オ)		
5,105	3,112	243	2,046	190	69	13

(注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。

(注2) 各項目のカッコ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった10,986事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、4,158事業場で1か月80時間を、うち2,643事業場で1か月100時間を、うち562事業場で1か月150時間を、うち121事業場で1か月200時間を超えていた。

表6 時間外・休日労働時間が最長の者の実績(労働時間違反事業場に限る)

監督指導実施事業場数	労働時間違反事業場数	労働時間違反の状況				
		80時間以下	80時間超	100時間超	150時間超	200時間超
32,025	10,986	6,828	4,158	2,643	562	121

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、2,617事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、12,167事業場でタイムカードを基礎に確認し、6,249事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、9,715事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法(注1)				自己申告制 (注2,3)
使用者が自ら現認 (注2)	タイムカードを基礎 (注2)	ICカード、IDカードを基礎 (注2)	PCの使用時間の記録を 基礎(注2)	
2,617	12,167	6,249	2,165	9,715

(注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

(注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

(注3) 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

【参考】 前年度の監督指導結果との比較

前年度の監督指導結果との比較は以下のとおり。

		令和 3 年度	令和 2 年度
監督指導 実施事業 場	監督実施事業場	32,025	24,042
	うち、労働基準法などの法令違反あり	23,686 (74.0%)	17,594 (73.2%)
主な 違反内容	1 違法な時間外労働があったもの	10,986 (34.3%)	8,904 (37.0%)
	うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間 数が1か月当たり80時間を超えるもの	4,158 <37.8%>	2,982 <33.5%>
	1か月当たり100時間を超えるもの	2,643 <24.1%>	1,878 <21.1%>
	1か月当たり150時間を超えるもの	562 <5.1%>	419 <4.7%>
	1か月当たり200時間を超えるもの	121 <1.1%>	93 <1.0%>
	2 賃金不払残業があったもの	2,652 (8.3%)	1,551 (6.5%)
	3 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	6,020 (18.8%)	4,628 (19.2%)
主な健康 障害防止 に関する 指導の状 況	1 過重労働による健康障害防止措置が不十分のため改善を 指導したもの	13,015 (40.6%)	9,676 (40.2%)
	うち、時間外・休日労働を月80時間以内に削減するよ う指導したもの	6,169 <47.4%>	4,419 <45.7%>
	2 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの	5,105 (15.9%)	4,301 (17.9%)

事例1 (協同組合)

- 1 各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場に対し、立入調査を実施した。
- 2 労働者12名について、36協定で定めた上限時間（月42時間）を超え、かつ労働基準法第36条第6項に定められた時間外・休日労働の上限時間（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える違法な時間外・休日労働（最長：月246時間）が認められたことから、指導を実施した。
- 3 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者に対して、医師による面接指導を実施する制度が導入されていなかったため、指導を実施した。
- 4 一部の労働者について、労働時間を把握していなかったことから、指導を実施した。

立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応

- 1 労働者12名について、36協定で定めた上限時間（月42時間）を超え、かつ労働基準法第36条第6項に定められた時間外・休日労働の上限時間（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える違法な時間外・休日労働（最長：月246時間）が認められた。

労働基準監督署の対応

- ①36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
 - ②労働基準法第36条第6項に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第36条違反）
 - ③時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的な方策を検討・実施するよう指導
- 2 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者に対して、医師による面接指導を実施する制度が導入されていなかった。↳参考資料1参照
また、一部の労働者について、労働時間を把握していなかった。↳参考資料2参照

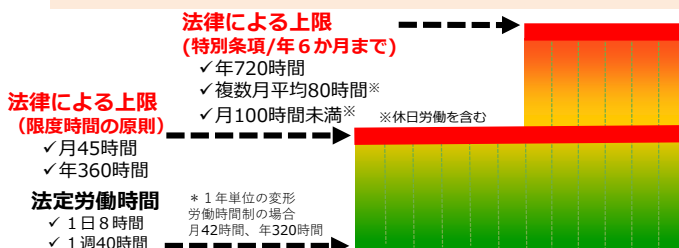
労働基準監督署の対応

- ①時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者について、面接指導等を実施するよう努めること、また、その実施の検討に当たり衛生委員会等により調査審議を行うことを指導
- ②労働時間の状況の把握を行っていなかったことについて是正勧告（労働安全衛生法第66条の8の3違反）
- ③「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、改善に向けた方策を講じるよう指導



時間外労働の上限規制（労働基準法第36条第6項第2、3号）

法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間、年360時間とされており、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。
 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも
 ・時間外労働…年720時間以内
 ・時間外労働+休日労働…月100時間未満、2～6か月平均80時間以内
 とする必要があります。



- ◆以下の事業・業務は、令和6年3月31日まで上限規制の適用が猶予されます。
 - ・建設事業 ・自動車運転の業務
 - ・医師
 - ・鹿児島・沖縄における砂糖製造業（複数月平均80時間以内、月100時間未満のみが猶予の対象となります。）
- ◆新技術・新商品などの研究開発業務については、上限規制の適用が除外されています。

監督指導事例

事例 2 (医薬品製造業)

- 1 長時間労働を原因とする精神障害の労災請求があった事業場に対し、立入調査を実施した。
- 2 精神障害を発症した労働者について、36協定で定めた上限時間（月45時間）を超え、かつ労働基準法第36条第6項に定められた時間外・休日労働の上限時間（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える違法な時間外・休日労働（最長：月177時間）が認められたことから、指導を実施した。
- 3 一部の労働者について、時間外労働を把握していながら、残業申請が行われていないことを理由に割増賃金を支払っていなかったことから、指導を実施した。

立入調査において把握した事実 と 労働基準監督署の対応

- 1 精神障害を発症した労働者について、36協定で定めた上限時間（月45時間）を超え、かつ労働基準法第36条第6項に定められた時間外・休日労働の上限時間（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える違法な時間外・休日労働（最長：月177時間）が認められた。

労働基準監督署の対応

- ① 36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
 - ② 労働基準法第36条第6項に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第36条違反）
 - ③ 時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的な方策を検討・実施するよう指導
- 2 一部の労働者について、時間外労働を把握していながら、残業申請が行われていないことを理由に割増賃金を支払っていなかった。

労働基準監督署の対応

- ① 時間外労働に対し、2割5分以上の割増賃金を支払っていないことについて是正勧告（労働基準法第37条違反）



過重労働による健康障害防止

長時間労働を行う労働者については、下記のとおり面接指導等を実施することとされています。

次の要件に該当する労働者

- ① 時間外・休日労働時間が月80時間を超えていること
- ② 疲労の蓄積が認められること
- ③ 本人が申し出ていること



面接指導の
実施義務

事業場で定めた基準（※）に該当する労働者

- （※）① 時間外・休日労働時間が月80時間超の労働者について、本人の申し出がない場合であっても面接指導を実施するように基準の策定に努める。
- ② 時間外・休日労働時間が月45時間超の労働者について、健康への配慮が必要な者の範囲と措置について検討し、それらの者が措置の対象となるよう基準の策定に努める。



面接指導その他これに
準ずる措置を実施する
努力義務

長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導が確実に実施されるよう、客観的な方法等により、労働時間の状況を把握しなければなりません。

監督指導事例

事例3 (運送業)

- 1 各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場に対し、立入調査を実施した。
- 2 労働者12名について、1か月80時間を超える時間外・休日労働（最長：月約183時間）が認められた。36協定を確認したところ、締結当事者である労働者代表を会社が指名しており、民主的な手続により選出されていなかったことから、指導を実施した。
- 3 年次有給休暇が10日以上付与される労働者に対し、1年以内に5日間以上の年次有給休暇を時季を指定して取得させていなかったことから、指導を実施した。

立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応

- 1 労働者12名について、1か月80時間を超える時間外・休日労働（最長：月約183時間）が認められた。36協定を確認したところ、締結当事者である労働者代表を会社が指名しており、民主的な手続により選出されていなかった。 ←参考資料3参照

労働基準監督署の対応

- ①36協定の締結当事者の要件を満たさず、36協定が無効であるにもかかわらず、時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
- ②時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的な方策を検討・実施するよう指導

- 2 年次有給休暇が10日以上付与される労働者に対し、1年以内に5日間以上の年次有給休暇を時季を指定して取得させていなかった。

労働基準監督署の対応

年5日以上の子年次有給休暇を取得させていないことについて是正勧告（労働基準法第39条第7項違反）



年5日の年次有給休暇の確実な取得

全ての企業において、年10日以上の子年次有給休暇が付与される労働者（管理監督者を含む）に対して、**年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられています。**

対象者

年次有給休暇が10日以上付与される労働者
※対象者には管理監督者や有期雇用労働者も含まれます。

休暇を取得させる手段

●使用者による時季指定
●労働者自らの請求・取得
●計画年休
} 年次有給休暇を付与した日（基準日）から1年以内に5日について、いずれかの方法で取得させる必要あり
※労働者の意見や希望を聴取する必要があります。

管理簿の作成

労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存する必要あり
※管理簿では時季、日数及び基準日を明確にしておく必要があります。

就業規則への規定

●時季指定の対象となる労働者の範囲
●時季指定の方法
} 使用者による時季指定を実施する場合は就業規則に記載する必要あり

事例 1 (業種：パルプ・紙・紙加工品製造業) (労働者数：約200名)

会社の取組

○時間外労働の削減

- ・人員増員、高年齢者雇用、他ラインの機械操作の習熟などにより応援態勢を整備
- ・予め日ごとに定時帰りの者をローテーションで決め、各部門管理者に所属労働者の残業実績を月3回通知し、業務の偏りを改善。

○年次有給休暇の取得促進

- ・年間3日間の計画年休制度を導入。
- ・現場作業所に、部門ごとの「計画的有給休暇取得予定表」を掲示し、取得しやすい日の「見える化」

○生産性向上の取組

- ・中長期計画に基づき、機械設備を更新し、生産性と品質向上。
- ・ローテーション交代制の昼休憩により所定労働時間中の生産性向上。
- ・画像検査装置を導入し、不良検品や再生産の時間を減少。

取組の結果

- 時間外労働時間数(月平均) 平成28年 40.5時間 → 令和2年 20.6時間
- 年次有給休暇取得日数(年平均) 平成28年 11.20日 → 令和2年 11.84日

事例 2 (業種：プラスチック製品製造業) (労働者数：約50名)

会社の取組

○時間外労働の削減

- ・ICカードによる勤怠管理システムを導入し、随時、時間外労働の状況を把握可能に。
- ・従業員の多能工化の推進により、業務量の平準化。

○年次有給休暇の取得促進

- ・半日単位での年次有給休暇取得を可能とし、取得しやすい環境整備。

○生産性向上の取組

- ・製品の組立及び検査を一貫して自動で行う組立機の導入、ベルトコンベア上の製品を自動でピックアップするロボットの導入など、生産ラインの自動化。
- ・検査データを直接タブレットに入力し、クラウド上で管理したり、設備稼働率などを自動で集計したりするなど、コンピュータ上で行う定型作業をRPA化。

取組の結果

- 時間外労働時間数(年間) 平成28年 70時間 → 令和2年 50時間
- 年次有給休暇取得日数(年間) 平成28年 5日 → 令和2年 10日

事例 3 (業種：金属製品製造業) (労働者数：約20名)

会社の取組

○時間外労働の削減

- ・時間外労働の状況をいつでも簡単に把握できるよう、新たな勤怠システム導入により、時間外労働の「見える化」
- ・勤務間インターバル制度を導入
- ・育児休業の取得促進、時差出勤や時短勤務の制度化、テレワークの導入など働きやすい職場環境の構築。

○年次有給休暇の取得促進

- ・有給休暇取得を積極的に進める方針を明確にし、グループウェアで年次有給休暇予定や取得状況を共有。
- ・スマートフォンで24時間、年次有給休暇の取得申請を可能にしたことで取得しやすい環境整備。

○生産性向上の取組

- ・生産管理システムの導入により、仕事量の変動の把握や工程管理を容易にし、工程の遅れなどをいち早く共有し、速やかな対応を可能に。

取組の結果

- 時間外労働時間数(月平均) 平成27年度 18.8時間 → 平成30年度 9.6時間
- 年次有給休暇取得率 平成28年度 80.5% → 平成30年度 86.3%

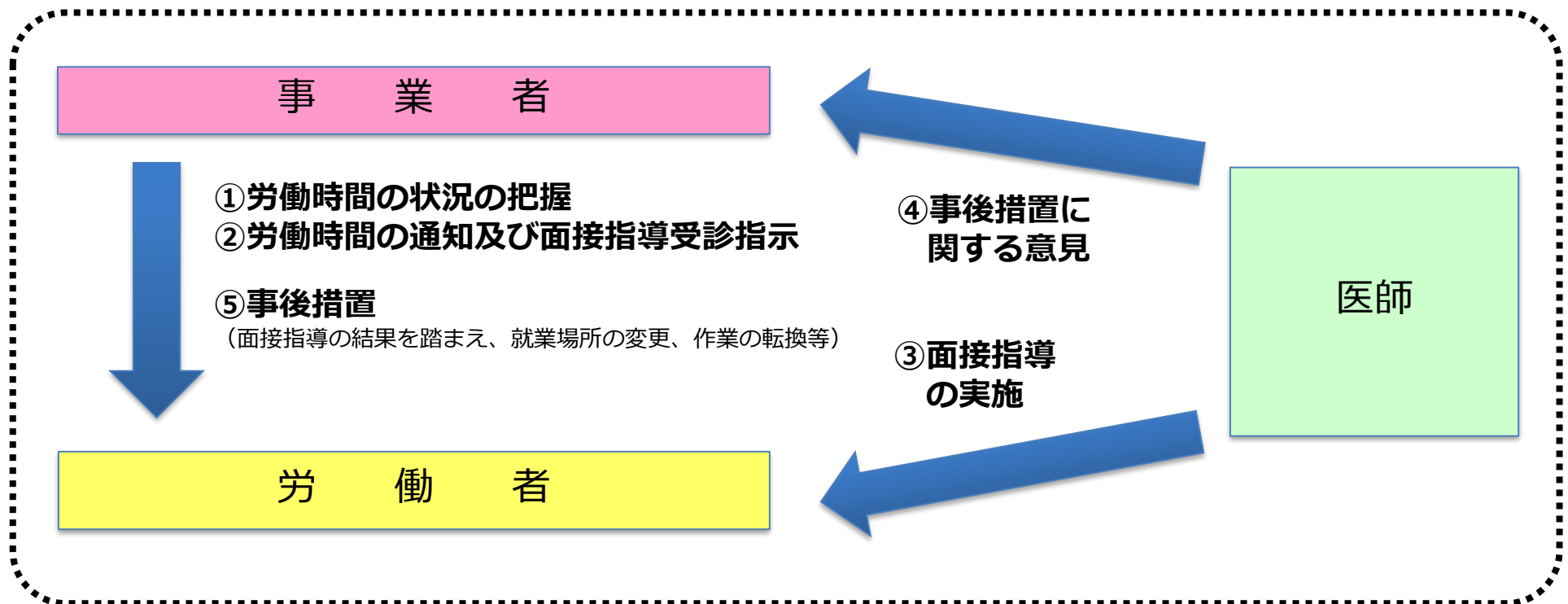
長時間労働者に対する面接指導制度 (労働安全衛生法第66条の8)

過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害の発症を予防するため、長時間労働者に対して、事業者は医師による面接指導を行う。

<面接指導の対象労働者>

- ① **義務**：月80時間超の時間外・休日労働※を行い、**疲労蓄積**があり面接指導実施を**申し出た者**
- ② **努力義務**：事業主が自主的に定めた基準に該当する者

※休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその労働。



注1 月80時間超の時間外・休日労働を実施した労働者には、申出なしの面接指導に努めるよう指導している。

注2 月45時間超の時間外・休日労働を実施した労働者には、必要な健康・福祉確保措置を行うことが望ましい旨指導している。

労働時間の適正な把握のために 使用者が講ずべき措置に関する ガイドライン

(平成 29 年 1 月 20 日策定)

1 趣旨

労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者は、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有している。

しかしながら、現状をみると、労働時間の把握に係る自己申告制（労働者が自己の労働時間を自主的に申告することにより労働時間を把握するもの。以下同じ。）の不適正な運用等に伴い、同法に違反する過重な長時間労働や割増賃金の未払いといった問題が生じているなど、使用者が労働時間を適切に管理していない状況もみられるところである。

このため、本ガイドラインでは、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を具体的に明らかにする。

2 適用の範囲

本ガイドラインの対象事業場は、労働基準法のうち労働時間に係る規定が適用される全ての事業場であること。

また、本ガイドラインに基づき使用者（使用者から労働時間を管理する権限の委譲を受けた者を含む。以下同じ。）が労働時間の適正な把握を行うべき対象労働者は、労働基準法第 4 1 条に定める者及びみなし労働時間制が適用される労働者（事業場外労働を行う者にあつては、みなし労働時間制が適用される時間に限る。）を除く全ての者であること。

なお、本ガイドラインが適用されない労働者についても、健康確保を図る必要があ

ることから、使用者において適正な労働時間管理を行う責務があること。

3 労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。そのため、次のアからウのような時間は、労働時間として扱わなければならないこと。

ただし、これら以外の時間についても、使用者の指揮命令下に置かれていると評価される時間については労働時間として取り扱うこと。

なお、労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めいかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものであること。

ア 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間

イ 使用者の指示があつた場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）

ウ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

4 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

(1) 始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。

(2) 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法

使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。

ア 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。

イ タイムカード、ＩＣカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。

(3) 自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置

上記(2)の方法によることなく、自己申告制によりこれを行わざるを得ない場合、使用者は次の措置を講ずること。

ア 自己申告制の対象となる労働者に対して、本ガイドラインを踏まえ、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。

イ 実際に労働時間を管理する者に対して、自己申告制の適正な運用を含め、本ガイドラインに従い講ずべき措置について十分な説明を行うこと。

ウ 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

特に、入退場記録やパソコンの使用時間の記録など、事業場内にいた時間

の分かるデータを有している場合に、労働者からの自己申告により把握した労働時間と当該データで分かった事業場内にいた時間との間に著しい乖離が生じているときには、実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

エ 自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その理由等を労働者に報告させる場合には、当該報告が適正に行われているかについて確認すること。

その際、休憩や自主的な研修、教育訓練、学習等であるため労働時間ではないと報告されていても、実際には、使用者の指示により業務に従事しているなど使用者の指揮命令下に置かれていたと認められる時間については、労働時間として扱わなければならないこと。

オ 自己申告制は、労働者による適正な申告を前提として成り立つものである。このため、使用者は、労働者が自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設け、上限を超える申告を認めない等、労働者による労働時間の適正な申告を阻害する措置を講じてはならないこと。

また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合においては、改善のための措置を講ずること。

さらに、労働基準法の定める法定労働時間や時間外労働に関する労使協定（いわゆる 36 協定）により延長することができる時間数を遵守することは当

然であるが、実際には延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、実際に労働時間を管理する者や労働者等において、慣習的に行われていないかについても確認すること。

(4) 賃金台帳の適正な調製

使用者は、労働基準法第 108 条及び同法施行規則第 54 条により、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと。

また、賃金台帳にこれらの事項を記入していない場合や、故意に賃金台帳に虚偽の労働時間数を記入した場合は、同法第 120 条に基づき、30 万円以下の罰金に処されること。

(5) 労働時間の記録に関する書類の保存

使用者は、労働者名簿、賃金台帳のみならず、出勤簿やタイムカード等の労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第 109 条に基づき、3 年間保存しなければならないこと。

(6) 労働時間を管理する者の職務

事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。

(7) 労働時間等設定改善委員会等の活用

使用者は、事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間等設定改善委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。

サブロク

「36協定」を締結する際は、

労働者の過半数で組織する労働組合

その労働組合がない場合は

労働者の過半数を代表する者

との、書面による協定をしてください。

「時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）」締結の際は、その都度、当該事業場に①労働者の過半数で組織する労働組合（過半数組合）がある場合はその労働組合、②過半数組合がない場合は労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）と、書面による協定をしなければなりません。

また、①の過半数組合の要件を満たさない場合、②の過半数代表者の選出が適正に行われていない場合には、36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ても無効になり、労働者に法定外の時間外・休日労働を行わせることはできません。

本リーフレットを参考に適切に締結を行っていただくようお願いします。

※ 36協定の締結・届出に代えて、労使委員会（労働基準法第38条の4第1項に基づくもの。）又は労働時間等設定改善委員会の決議・届出により、時間外及び休日の労働を行うことができます。

1

過半数組合がある場合

過半数組合の要件

■ 事業場に使用されているすべての労働者の過半数で組織する組合であること

- 正社員だけでなく、パートやアルバイトなどを含めた事業場のすべての労働者の過半数で組織する労働組合でなければなりません。

36協定の締結時に、あらためて、事業場の労働者数及び労働組合員数を確認し、過半数組合となっているかを必ずチェックしてください。

労働組合に確認しましょう!



労働組合員数

すべての労働者

(パートなども含む)

> 50%

過半数代表者の要件と選出のための正しい手続

■ 労働者の過半数を代表していること

- 正社員だけでなく、パートやアルバイトなど事業場のすべての労働者の過半数を代表している必要があります。

■ 36協定を締結するための過半数代表者を選出することを明らかにしたうえで、投票、挙手などにより選出すること

- 選出に当たっては、正社員だけでなくパートやアルバイトなどを含めたすべての労働者が手続に参加できるようにする必要があります。
- 選出手続は、労働者の過半数がその人の選出を支持していることが明確になる民主的な手続（投票、挙手、労働者による話し合い、持ち回り決議）がとられている必要があります。
- 使用者が指名するなど使用者の意向に基づき選出された場合や、社員親睦会の幹事などを自動的に選任した場合には、その人は36協定を締結するために選出されたわけではありませんので、36協定は無効です。



■ 労働基準法第41条第2号に規定する管理監督者でないこと

- 管理監督者とは、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある人を指します。

36協定締結にあたり、労働者側の当事者となる過半数代表者については、過半数代表者本人に聞くなどにより、次の3事項を必ず確認してください。



- ☐ ①労働者の過半数を代表していること
- ☐ ②その選出に当たっては、すべての労働者が参加した民主的な手続がとられていること
- ☐ ③管理監督者に該当しないこと

労働基準監督署に届け出た36協定は労働者に周知しなければなりません。

⇒周知しなかった場合、労働基準法第106条違反です（30万円以下の罰金）

〈周知の具体例〉

- ・ 常時各作業場の見やすい場所に掲示・備え付ける
- ・ 書面を労働者に交付する
- ・ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する

